令和8年度
建設業現場代理人等研修会

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

浦河労働基準監督署

For people, for life, for the future

説明内容

■１　建設業の労働災害発生状況
（令和８年９月末現在の状況）
（過去の統計を含めた分析）

■２　建設工事追い込み期労働災害防止運動
（令和８年10月１日～令和８年12月31日）

1　建設業の労働災害発生状況

■ 業務別労働災害発生状況

令和7年1月1日～令和7年12月31日（確定値）

業種別 ＼ 区分		令和7年確定値			令和6年確定値			対前年		業種割合（%）
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率（%）	
浦河労働基準監督署	全産業計	2	160	162	1	192	193	-31	-16.1	100.0
	製造業	2	4	6		9	9	-3	-33.3	3.7
	建設業		9	9		11	11	-2	-18.2	5.6
	林業		1	1		5	5	-4	-80.0	0.6
北海道労働局	全産業計	49	7342	7391	48	7321	7369	22	0.3	100.0
	製造業	6	1102	1108	7	1089	1096	12	1.1	15.0
	建設業	15	781	796	18	834	852	-56	-6.6	10.8
	林業	5	64	69	4	75	79	-10	-12.7	0.9

労働者死傷病報告（休業4日以上）による

1　建設業の労働災害発生状況

■ 業務別労働災害発生状況

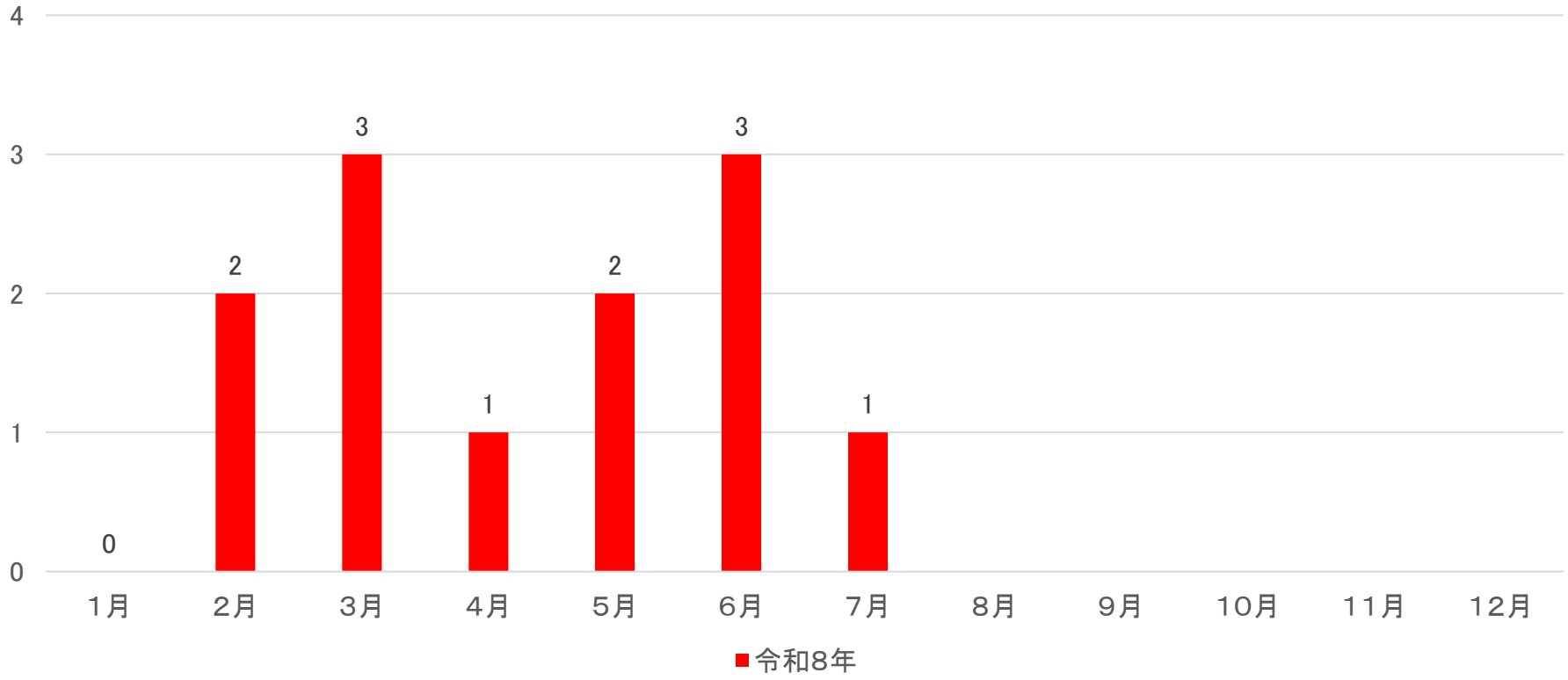
令和8年1月1日～令和8年9月30日（速報値）

業種別 ＼ 区分		令和8年【9月末　速報値】			令和7年【前年同期】			対前年		業種割合（%）
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率（%）	
浦河労働基準監督署	全産業計	1	134	135	1	107	108	27	25.0	100.0
	製造業		5	5	1	1	2	3	150.0	4.2
	建設業	1	11	12		7	7	7	71.4	8.9
	林業		2	2				2		1.5
北海道労働局	全産業計	30	4,597	4,627	39	4,653	4,692	−65	−1.4	100.0
	製造業	6	703	709	4	723	727	−18	−2.5	15.3
	建設業	10	489	499	12	525	537	−38	−7.1	10.8
	林業	0	37	37	5	47	52	−15	−28.8	0.8

労働者死傷病報告（休業4日以上）による

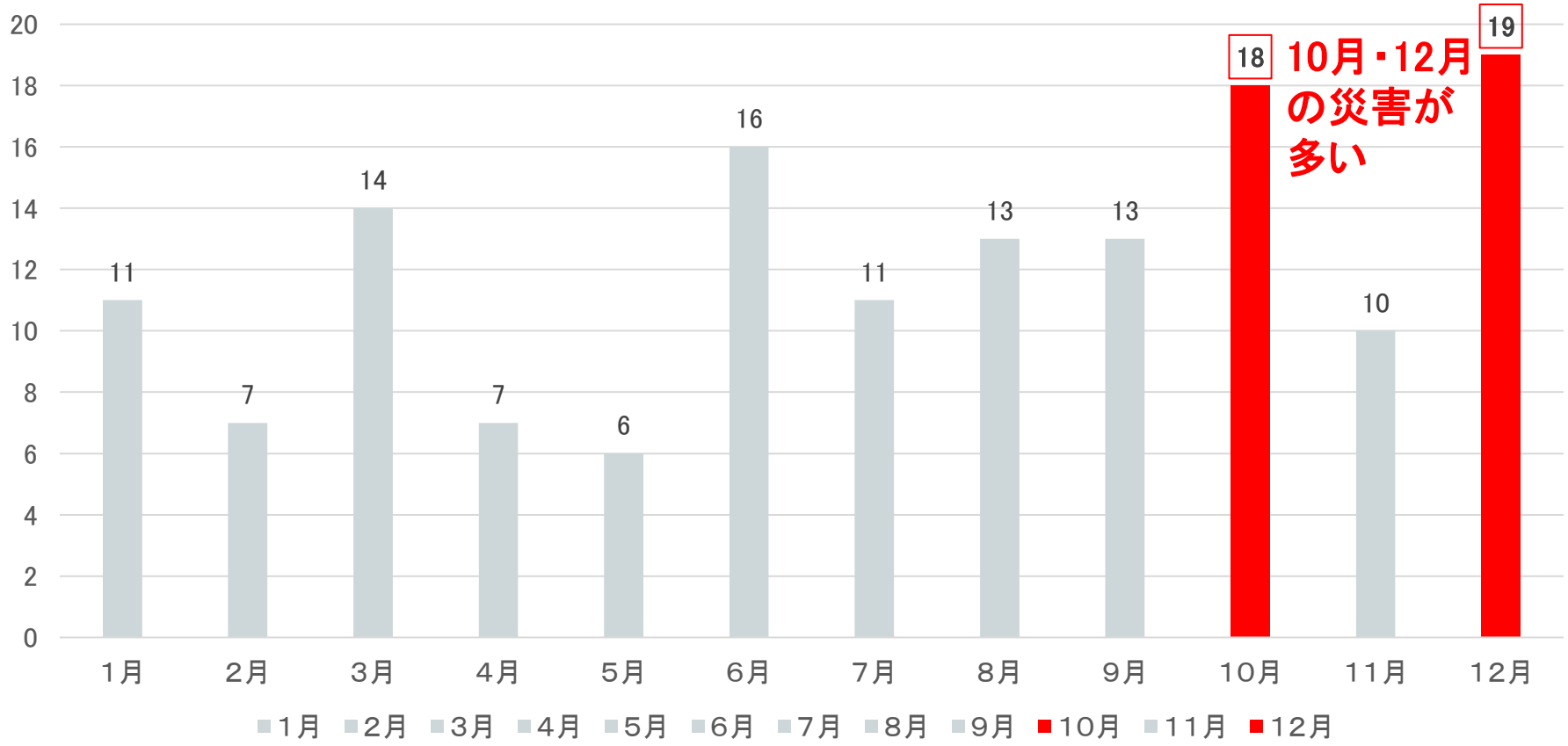
1　建設業の労働災害発生状況

浦河署管内建設業における労働災害発生件数（月ごと）
令和8年



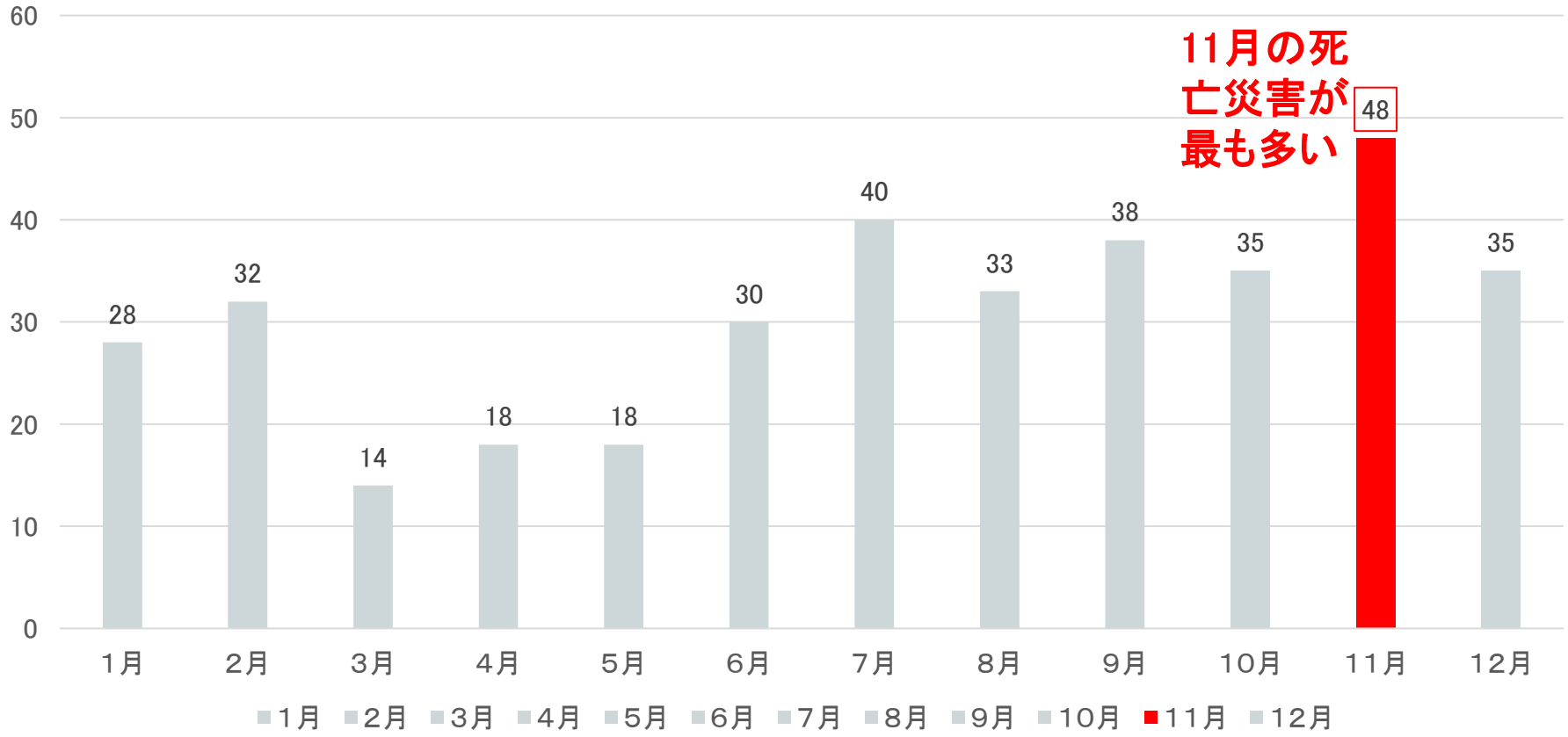
1　建設業の労働災害発生状況

建設業　過去10年（平成28年～令和7年）の月別労働災害発生件数（浦河署管内）



1　建設業の労働災害発生状況

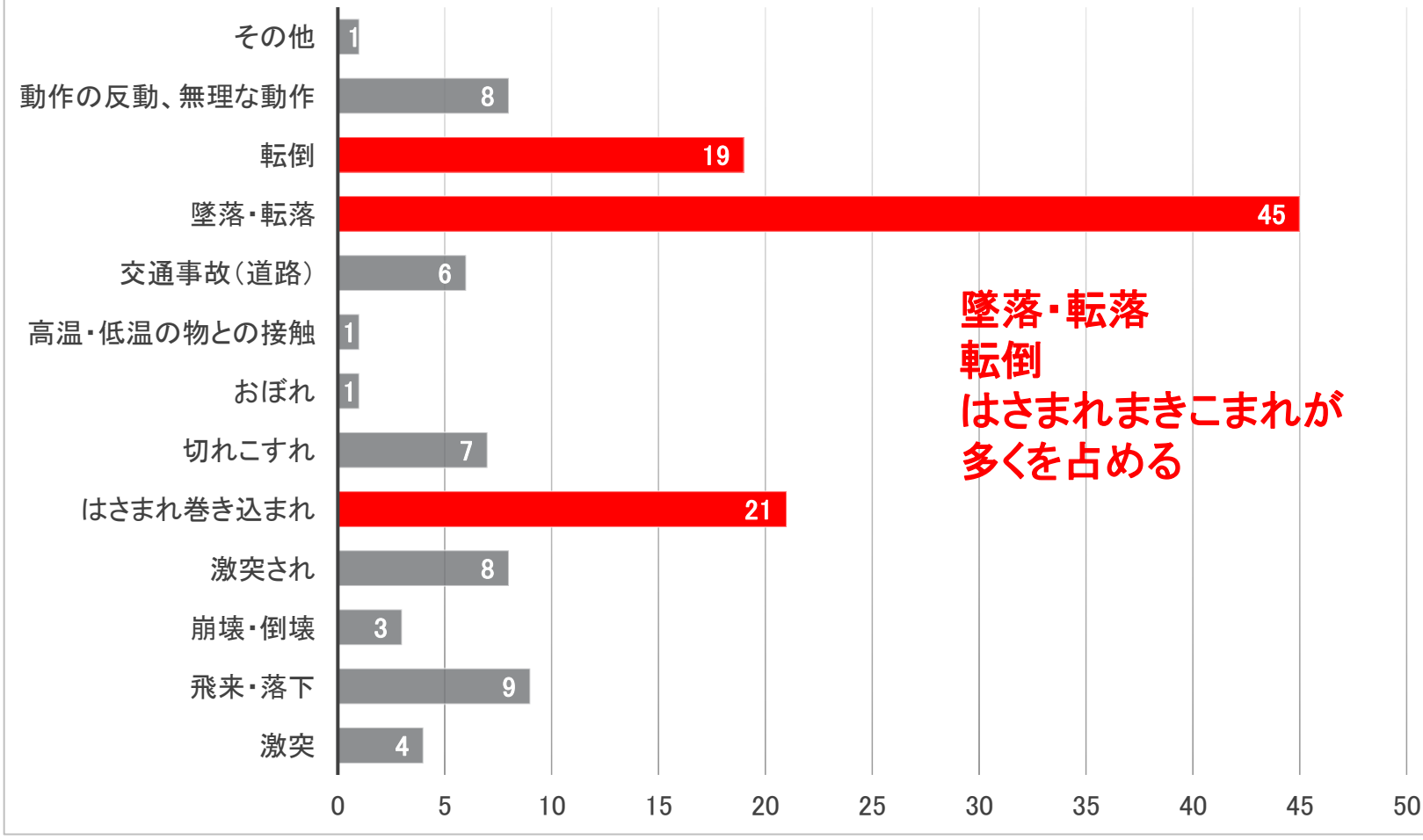
建設業　平成20年以降の月別死亡災害発生状況
（北海道労働局管内）



令和8年9月14日付け北海道労働局作成安全通信　参照

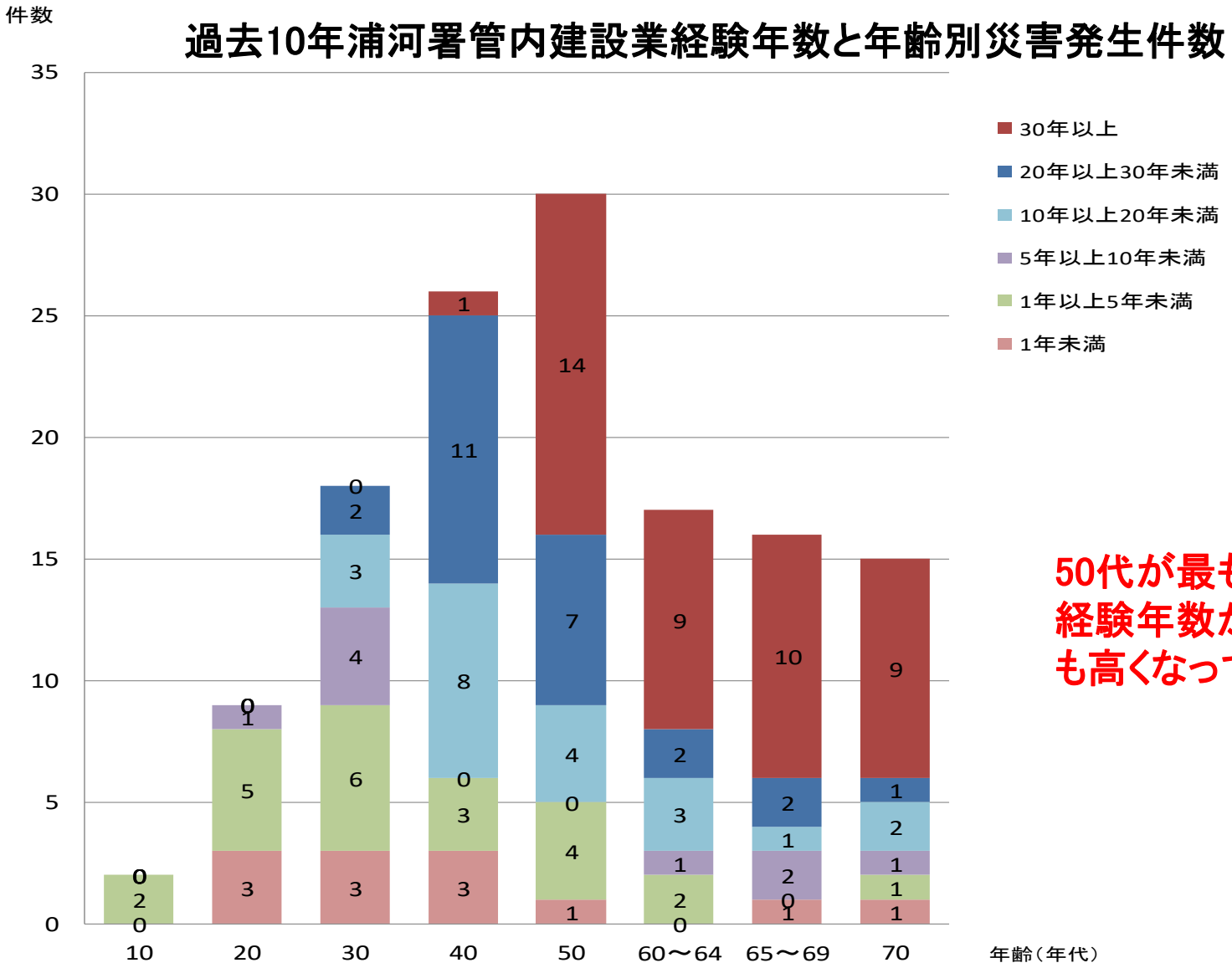
1　建設業の労働災害発生状況

過去10年の浦河署管内で発生した建設業での労働災害133件の事故の型内訳



1　建設業の労働災害発生状況

過去10年浦河署管内建設業経験年数と年齢別災害発生件数



50代が最も多く被災している
経験年数が長い者の被災率も高くなっている

1　建設業の労働災害発生状況

令和8年1月から4月まで　建設業における死亡災害（北海道労働局管内）

発生年	発生月	時間帯	規模	事故の型	起因物	災害発生状況
8	2	10時台	10～29人	墜落転落	架設物、建築物、構築物	被災者は、自社の2階建て倉庫（一部平屋）の平屋部分の屋根（傾斜約13度）に上り複数名で雪下ろし作業を行っていたところ、屋根に積もっていた雪が滑り落ち足元をすくわれ、約1.5m下の雪山上に墜落し、当該屋根から落ちてきた雪に全身が埋まり死亡した。
8	2	10時台	10人未満	墜落転落	架設物、建築物、構築物	被災者は牧場厩舎の外壁腐食部分の修繕のため、枠組み足場の3層目で厩舎外壁のベニヤ板を外し、木枠のほこりや汚れをへらで除去していたところ、バランスを崩し約5m下の地面に墜落し死亡した。
8	3	9時台	10人未満	墜落転落	動力運搬機械	被災者は木造住宅の新築工事現場において、トラックの荷台で作業を行っていたところ、荷台から墜落し、死亡した。
8	4	11時台	10～29人	崩壊倒壊	架設物、建築物、構築物	被災者は2名で芯材（H鋼）と土留め板で構成された既設の土留め壁に沿って掘削された溝の内部で、合板による土留め壁を設置する作業を行っていたところ、既設の土留め壁が崩壊し、生き埋めとなった。
8	4	11時台	10人未満	崩壊倒壊	架設物、建築物、構築物	被災者はブロック塀の解体工事において、間知ブロックの上に積み上げられたコンクリートブロックの解体作業中、当該塀の補強用の鉄筋を切断したところ、コンクリートブロックが倒壊し、下敷きとなった。

1　建設業の労働災害発生状況

令和8年5月から9月まで　建設業における死亡災害（北海道労働局管内）（一部）

発生年	発生月	時間帯	規模	事故の型	起因物	災害発生状況
8	5	16時台	10人未満	墜落、転落	架設物、建築物、構築物	被災者は、アパートの解体工事に伴う外壁サイディングの撤去作業において、鋼管で組み上げた飛散防止養生の水平材を伝い作業位置を移動していたところ、バランスを崩して約7m下の地面に墜落し、死亡した。
8	7	10時台	10人未満	墜落、転落	架設物、建築物、構築物	被災者は、2階建て集合住宅の屋根塗装工事及び外壁シーリング補修工事現場において、屋根の破風部分の塗装作業を行うため、くさび緊結式足場の3層目を移動していたところ、約5.5m下に墜落し死亡した。
8	8	17時台	10～30人	墜落、転落	動力運搬機	被災者は、単独で枠組み足場の4層目でラーメン橋地覆部の防水工事の施工準備を行っており、終業時刻に戻らなかった。同僚が被災者を探しに現場に向かうと足場と躯体の間40cmの直下地面にあおむけで頭部から出血し、倒れている被災者が発見された。
8	9	11時台	10人未満	墜落、転落	架設物、建築物、構築物	被災者は、建築物の漏水調査に使用する枠組み足場の組立て作業を行っており、必要な足場材の確認のため、足場5層目から屋根に渡ろうとしたところ、足を滑らせ約8m下に墜落し死亡した。

1　建設業の労働災害発生状況

北海道労働局管内の建設業における死亡災害

事故の型では、「墜落・転落」による災害が7割を占めている。

→足場や足場以外の墜落の危険性のある個所への手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用の徹底、リスクアセスメントの実施、本足場の使用の徹底（幅1メートル以上の箇所）、足場の点検時の点検者の指名の徹底

起因物で最も多いのが「架設物、建築物、構築物」である。

→墜落の危険性のある箇所での作業においては、墜落の危険性等について検討し、対策を講じること（足場以外の作業場所や移動経路についても同様）。

10月～12月は北海道の建設死亡災害が他の都道府県と比較してで多発する傾向にあるため墜落防止対策の徹底を！！

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動

取組期間

令和８年10月１日から同年12月31日まで
（建設安全週間：10月25日から10月31日まで）

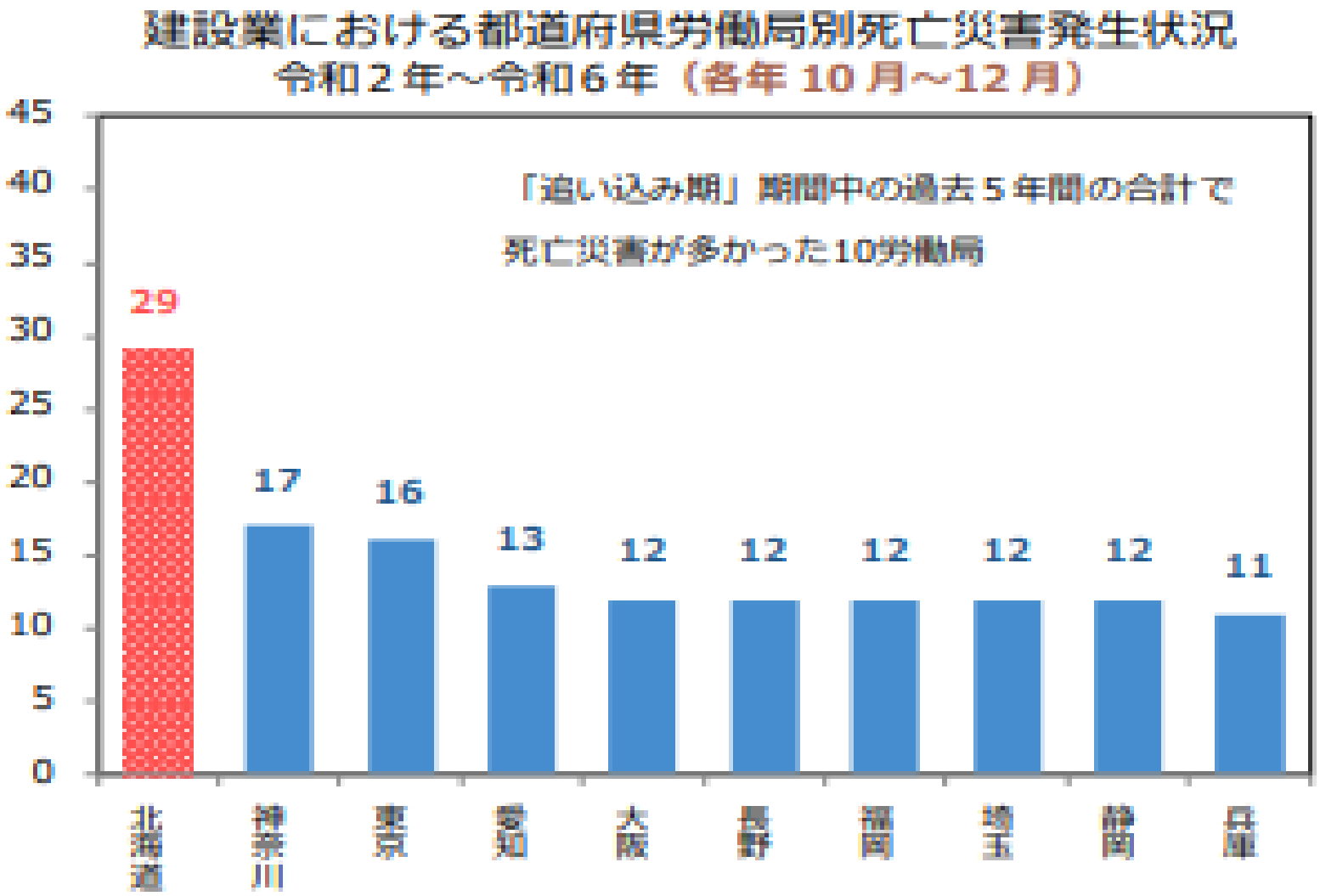
取組実施の背景

北海道の建設業の労働災害は10月から12月に多発する傾向にある。
過去５年間の同時期の死亡者数を労働局別に比較すると北海道が突出しているため、各災害対策の実施が重要となる。

重点取組事項

墜落・転落災害防止対策〇
重機災害防止対策（車両系建設機械、移動式クレーン）〇
崩壊・倒壊災害防止対策（土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊）〇
交通労働災害防止対策〇
有害物による中毒等予防対策（一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素）
火災防止対策

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動



北海道労働局作成　建設工事労働災害防止運動
リーフレット　参照

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動

最重点取組事項

墜落・転落災害防止対策

・リスクアセスメントの実施

・開口部の養生、危険箇所の表示

・作業床の設置、手すり及び中桟等の設置

・手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用

・作業主任者の選任、職務の励行

・防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置

・要求性能墜落制止用器具の使用

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動

墜落・転落防止に係るリスクアセスメントの実施（一例）

・墜落の危険性がある箇所はないのか
（足場上及び足場以外の作業箇所も含む）

↓

・墜落の危険性を取り除くことはできないのか
立ち入る必要のない箇所については**立入禁止措置**を行う
手すりや囲い等の設置
墜落制止用器具の使用
※原則手すりや囲いの設置が可能な箇所は手すりや囲いの設置が必要（次頁で説明）

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動

労働安全衛生規則第519条

①事業者は高さが2メートル以上の**作業床の端、開口部等**で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には**囲い、手すり、覆い等を設けなければ**ならない。

②事業者は前項の規定により、**囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に取りはずすとき**は、防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

2　建設工事追い込み期労働災害防止運動

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう。

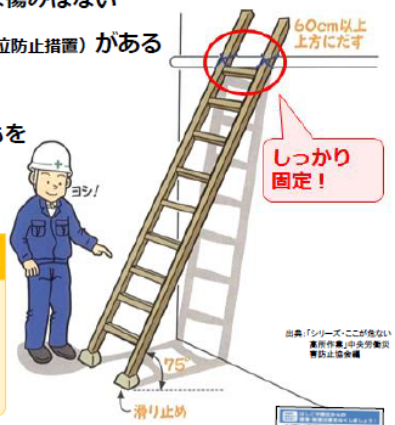
作業前 8 のチェック！！

（作業前点検リスト）
年　月　日　　天気（晴・曇・雨・雪）

現場名　　確認担当者名

□はしごの上部・下部の固定状況を確認している
□（はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない
□はしごの上端を、上端床から60㎝以上突出している
□はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
□はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
□はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある
□靴は脱げにくく、滑りにくい
□ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう



「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご（安衛則第527条）
1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　幅は30㎝以上
4　すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

出典：「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R3. 3）

脚立を使う前に

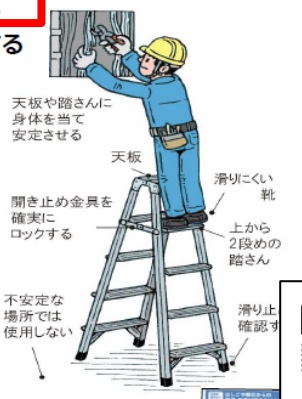
脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

（作業前点検リスト）
年　月　日　　天気（晴・曇・雨・雪）

現場名　　確認担当者名

□脚立は安定した場所に設置している
□開き止めに確実にロックをかけた
□ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
□ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
□靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
□身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
□天板上や天板をまたいで作業をしない
□作業は２段目以下の踏みさんを使用する
（３段目以下がよりよい）
□作業は頭の真上でしない
□荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立（安衛則第528条）
1　丈夫な構造
2　材料は著しい損傷、腐食等がない
3　脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
4　踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ２m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R3. 3）

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動

重点取組事項

重機等災害防止対策

車両系建設機械

作業計画の作成（種類、能力、運行経路及び作業方法）

立入禁止区域の明確化

誘導者の配置による転落・接触防止

主たる用途以外の使用制限

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動

立入禁止区域を明確化

　車両系建設機械と接触する危険性のある箇所に労働者を立ち入らせない！

　誘導者についても区画外に立たせることが望ましい！



２　建設工事追い込み期労働災害防止運動

重点取組事項

崩壊・倒壊災害防止対策

土砂崩壊

安定勾配の確保又は土止支保工の設置

作業開始前の地山の点検

作業主任者の直接指揮

現場責任者による巡視・点検の励行

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動

土砂崩壊防止対策

・地山の調査（安衛則355条）

掘削を行う作業箇所及びその周辺の地山について

形状、地質及び地層の状態

き裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態

埋設物等の有無及び状態

高温のガス及び蒸気の有無及び状態

をボーリングその他適当な方法により調査し、

知り得たところに適応する掘削の時期及び順序を定めて、当該定めにより作業を行わなければならない。

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動

土砂崩壊防止対策

・地山の点検（安衛則358条）

点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、**その日の作業を開始する前**、**大雨の後及び中震以上の地震の後**

浮石、き裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化

を点検させなければならない。

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動

土砂崩壊防止対策

・地山の点検（安衛則361条）

地山の崩壊又は土石の落下により危険を及ぼすおそれのあるとき、あらかじめ

土止め支保工を設け、

防護網を張り、

当該作業場において作業に従事する者の立入を禁止する

等の措置を講じなければならない。

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動

土砂崩壊防止対策

土砂崩壊による労働災害の多くを、

溝掘削時の溝崩壊

斜面の切り取り工事中の斜面崩壊

が占めている。

必要な対策の詳細等については、

「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」
上記添付QRコードの北海道労働局ホームページからダウンロード可能
（点検表等もございます）

をご覧ください。

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動

重点取組事項

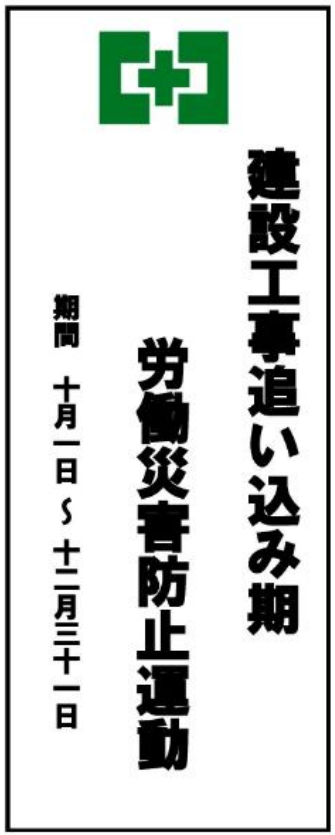
交通労働災害防止対策

路面状況にあった安全な速度での走行
工事現場における第三者車両からの被害防止
交通労働災害防止のためのガイドラインの順守
交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
運転者の運転業務以外の業務の軽減
過労運転の防止
停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

北海道労働局HP
上記QRコードから
取得可能

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動

建設工事追い込み期労働災害防止運動　懸垂幕（又は看板）（例）

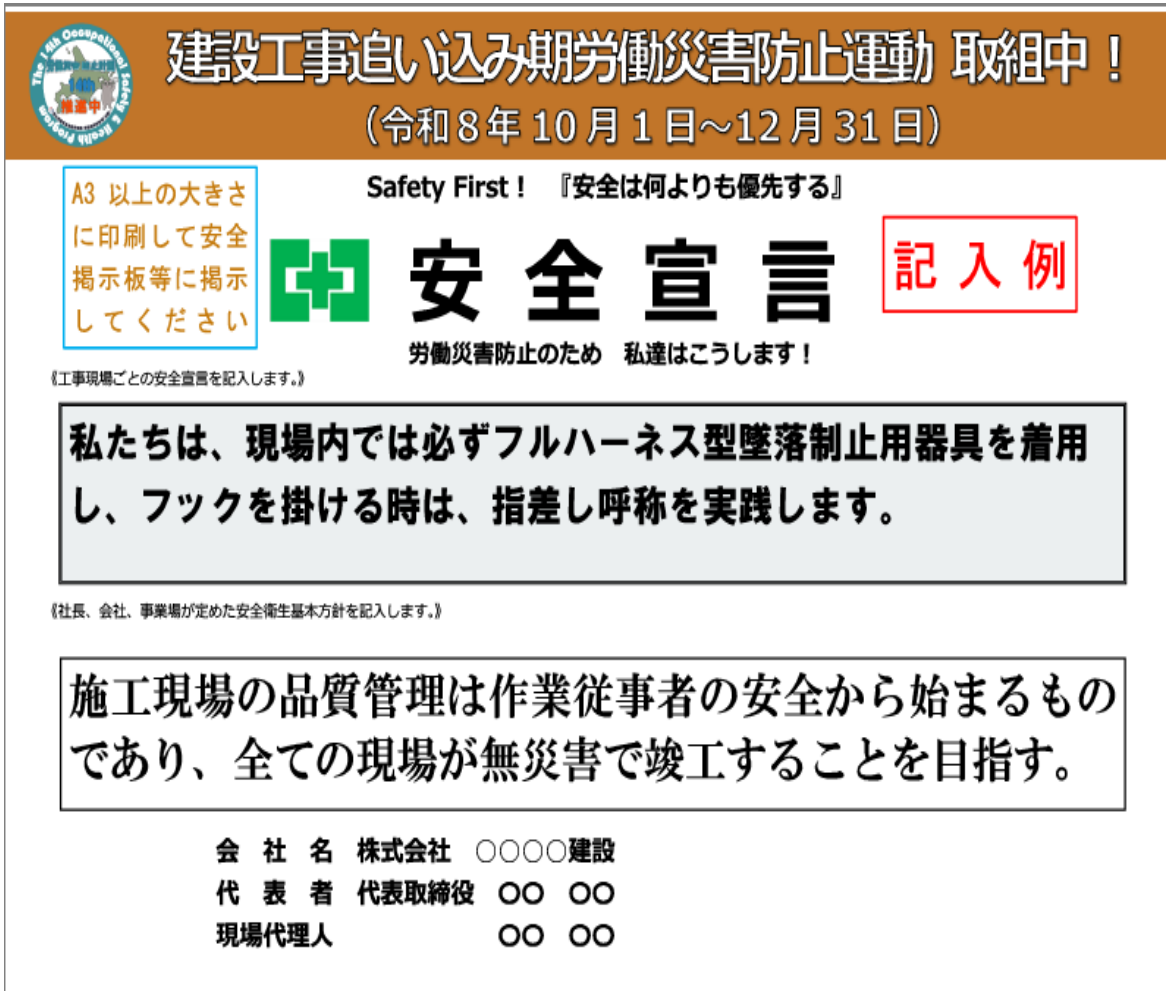


注　懸垂幕の大きさ、文字の種類は任意です

建設工事追い込み期
労働災害防止運動期間
中の掲示をお願いしま
す！

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動

安全宣言の掲示についてもお願いいたします！



建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

（令和８年 10 月１日～12 月 31 日）

A3 以上の大きさに印刷して安全掲示板等に掲示してください

Safety First！　『安全は何よりも優先する』

安 全 宣 言

記 入 例

労働災害防止のため　私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

私たちは、現場内では必ずフルハーネス型墜落制止用器具を着用し、フックを掛ける時は、指差し呼称を実践します。

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

施工現場の品質管理は作業従事者の安全から始まるものであり、全ての現場が無災害で竣工することを目指す。

会　社　名　株式会社　○○○○建設
代　表　者　代表取締役　○○　○○
現場代理人　　○○　○○

２　建設工事追い込み期労働災害防止運動

建設工事追い込み期の点検参考様式です。
右に添付されたものは一部抜粋

	点　検　事　項	該当法条項	問題あり	問題なし
特定元方事業者等	⑥ 特定元方事業者の義務	法29条		
	ⅰ）関係請負人等へ遵法指導	**同条1項**		
	ⅱ）関係請負人等が違反してる時の指示	同条2項		
	⑦ 土砂崩壊等特定の危険防止のために必要な指導の実施等	法29条の2、則634条の2		
	⑧ 災防協議会の設置と運営	**法30条1項1号、則635条**		
	⑨ 作業間の連絡調整	法30条1項2号、則636条		
	⑩ 作業場所の巡視	法30条1項3号、則637条		
	⑪ 教育に対する指導及び援助	法30条1項4号、則638条		
	⑫ 作業計画の作成	**法30条1項5号、則638条の3**		
	⑬ 関係請負人の講ずべき措置への指導	法30条1項5号、則638条の4		
	ⅰ）車両系建設機械作業計画	同則1号		
	ⅱ）移動式クレーン作業計画	同則2号		
	⑭ 合図、標識の統一	法30条1項6号		
	ⅰ）クレーン等の運転	則639条		
	ⅱ）事故現場等	則640条		
	ⅲ）有機溶剤等の容器の集積場所	則641条		
	ⅳ）警報の統一	則642条		
	ⅴ）避難等の訓練の実施方法等	則642条の2		
	ⅵ）周知のための資料の提供	則642条の3		
	⑮ 物品揚卸口などについての措置	**法31条1項、則653条1項**		
	⑯ 高さ1．5m以上の箇所で作業する場合の昇降設備の設置	法31条1項、則653条2項		
	⑰ 架設通路についての措置	**法31条1項、則654条**		
	⑱ 足場についての措置	**法31条1項、則655条**		
	⑲ 作業構台についての措置	法31条1項、則655条の2		
	⑳ 交通誘導警備員の重機、工事用車両等との接触防止のための措置			
	（警備業者への計画内容の周知等連絡調整と連携）			

御清聴ありがとうございました。

今年（度）も御安全に！！

今回の説明内容も含め、御質問・不明点等があれば
浦河労働基準監督署　監督・安衛課
（TEL　0146－22－2113）　までお問い合わせください。